

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和4年1月25日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから1月25日の原子力規制庁、定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

お手元の広報日程に沿って説明をいたします。

あしたの委員会定例会の議題は5つあります。

1つ目が、東海第二の審査結果の取りまとめ、圧縮減容装置の設置についてということです。

圧縮減容装置というのは、低レベル廃棄物の入ったドラム缶を、圧縮して体積を減らすという装置になりますけれども、その設置についての審査書を取りまとめまして、関係行政機関の意見を聞くという旨を諮るということになります。

議題の2つ目が、特定機器の設置の型式証明です。

対象は、日立GEニュークリア・エナジー社の特定兼用キャスク、BWR用の特定兼用キャスクということになります。

昨年10月27日の委員会で、三菱重工のPWRのもの型式証明をしまして、今回2例目ということになります。

3例目、次回以降は委員会に諮らず専決処理でという提案も今回する予定になっていません。

議題の3つ目ですけれども、火災感知器に係る火災防護審査基準の適用方針ということになります。

この火災防護審査基準の中では、火災感知器は、消防法施行規則の定める、要は消防のルールのとおりにしてくださいということが定められています。一方で、消防法では、施行規則上、規則で明文化されたもの以外にも様々な運用上のルールがありまして、そういった消防の世界で認められる運用上のルールというのは、炉規法のほうでも認めるということ、改めて方針として定めるということになります。

次が、議題4と議題5、これはセットの議題でありまして、原子力災害対策指針の改正案と、その指針に基づいて定めます原子力災害拠点病院等の施設要件の改正ということになります。

改正の内容は、議題4のほうの括弧書きにあるように2つあります。

1つは、甲状腺被ばく線量モニタリングについてということで、これは検討チームが設けられていまして、甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チームですけれども、その報告書におきまして、モニタリングの対象者とか測定方法とか実施体制などが定められておりますので、その内容を指針に反映するという案になります。

もう一点目は、原子力災害医療体制についてということで、この件については、昨年の10月27日の委員会で見直しの方向性というのを議論しまして、その際、委員からいただいたコメントも踏まえまして、原子力災害医療を担う各機関の役割の明確化などを指針に反映するとともに、施設要件のほうにも盛り込むというものになります。

最後が、1月31日の(9)の会議ですけれども、核燃料施設等の審査会合です。

議題は2つありまして、いずれも日本原燃の関係です。

1つ目は、加工施設、濃縮施設の設計工事計画認可ということで、これまでの審査を踏まえて申請書の補正があったということです。その内容の最終確認的な会合になります。

議題の2つ目が、再処理施設とMOX施設の設計工事計画認可ということで、先々週、日本原燃のCEO（原子力事業者の経営層）との意見交換もあったようで、その中で審査への対応についてのやり取りもあったようですけれども、審査は引き続き続けていくということになります。

こちらからの説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

では、カワムラさん。

○記者 朝日新聞のカワムラです。

あしたの定例会の議題3なのですけれども、これは今まで消防法以外の、そういう規則とか運用のルールというのは、炉規法の適用の範囲ではなかったということですか。それとも改めてそこも見ますよというか適用しますよというのを、改めて周知徹底も含めて盛り込むのかというところどちらになるのでしょうか。

○黒川総務課長 元から規則には全部書き切れない部分が恐らくあったのだらうと思われまして、これまで審査なり検査なりを進める中で、ちょっとこれは違いませんかみたいなのをいろいろ発見して、改めてそれを見ると、消防の世界でいろいろ運用上認められているものが多いというのに改めて気づきましたので、そういうものを含めて、一体として消防法のルールがそういうことだということで認めていきたいと思いますということで、改めて、元から消防法どおりにやりましようとなっていて、「消防法施行規則に書いてあるとおり」と文字で表現していたのですけれども、改めて消防の世界では、施行規則だけではなくて、いろいろな細かい運用ルールもあったみたいなので、それも含めて消

防のルールどおりにやりますということを改めて確認するような、そういうことです。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。

—了—